

■租税特別措置法(優良住宅新築認定)に関する手数料

区分	新築住宅の床面積の合計	R8.3.31まで → R8.4.1から	根拠 法令
△ 第28条の4第3項第6号 △ 第63条第3項第6号 △ 第31条の2第2項第15号二 (中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものを除く。) △ 第62条の3第4項第15号二 (中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものを除く。)	100m ² 以下のもの	6,200円 → 6,270円	租特法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号二(中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものを除く。)若しくは第62条の3第4項第15号二(中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものを除く。)
	100m ² を超え500m ² 以下のもの	8,600円 → 8,610円	
	500m ² を超え2,000m ² 以下のもの	13,000円 → 12,970円	
	2,000m ² を超え1万m ² 以下のもの	35,000円 → 35,080円	
	1万m ² を超え5万m ² 以下のもの	43,000円 → 43,120円	
	5万m ² を超えるもの	58,000円 → 58,190円	
△ 第28条の4第3項第7号口 △ 第63条第3項第7号口 △ 第31条の2第2項第15号二 (中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものに限る。) △ 第62条の3第4項第15号二 (中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものに限る。)	100m ² 以下のもの	6,200円 → 6,270円	租特法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口又は第31条の2第2項第15号二(中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものに限る。)若しくは第62条の3第4項第15号二(中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000m ² 未満のものに限る。)
	100m ² を超え500m ² 以下のもの	8,600円 → 8,610円	
	500m ² を超え2,000m ² 以下のもの	13,000円 → 12,970円	
	2,000m ² を超え1万m ² 以下のもの	35,000円 → 35,080円	
	1万m ² を超えるもの	43,000円 → 43,120円	